

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **西予市** (都道府県: **愛媛県**)

本事業の担当部局名 **福祉事務所 子育て支援課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)				
個別事業名	西予市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	令和6年4月1日	~	令和7年3月31日	事業開始年度	令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	10,200,000				円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通                  当市では、結婚支援事業として、結婚推進委員が結婚相談や仲人活動、婚活イベントを定期的に開催しており、また、推進委員間で情報交換会を実施し、出会いの場を企画、提供している。女性参加率が課題であるが、イベント内容の充実や負担軽減等、支援内容の拡充により、成果の向上を図る。                  年間婚姻数は平成30年度までは約120件前後で推移していたが、令和4年度の婚姻数は73件と大幅に減少している。令和2年度76件、令和3年度72件と近年は横ばい状態であり、婚姻率の上昇が課題である。                  (当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)                  &lt;当年度の少子化対策の全体像&gt;※全事業共通                  令和5年度から愛媛県の人口減少対策事業の取り組みで、県・市町連携事業で提案される事業のうち、当市に適合する事業を選び、事業実施することで、結婚推進及び出産を後押しする。                  &lt;本個別事業の位置付け&gt;                  「第2次西予市総合計画」においては、「しごとづくり」、「ひとづくり」、「まちづくり」、「行財政」を政策の軸とし、27の施策、107の基本事業に目標値を定めている。「ひとづくり」軸に「子育て支援の推進」を施策に掲げ、基本事業のひとつとして「家族形成の支援」の取組を行うこととしている。                  本事業については、上記取り組みに位置付けられる。</p>				
個別事業の内容	<b>1. 概要</b>				
	<b>【補助対象要件】</b>				
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合
	夫婦共に婚姻日における年齢が満29歳以下:600万円未満 ※国基準を超える分は単費での実施				
	<b>【補助上限額】</b>				
29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合	
<b>【対象費目】</b>					
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用
<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用				
<b>【継続補助】</b>					
継続補助規定の有無 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span>					
※(注)3 <b>【その他独自要件】</b>					
時短・省エネ家電購入に係る経費について、20万円を上限に補助(市単経費)					

2. 申請見込

①新規世帯見込	22	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	12	世帯		
	その他	10	世帯		

【世帯数積算根拠】

29歳以下 12件(支給見込世帯数) × 60万円(補助上限額) = 7,200千円  
 30～39歳以下 10件(支給見込世帯数) × 30万円(補助上限額) = 3,000千円

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	14 世帯
～12月(実績)	8 世帯
1月～3月(見込)	6 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	12 世帯 × 600,000 円 =	7,200,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	10 世帯 × 300,000 円 =	3,000,000 円	
	(継続補助)	0 円	

3. 広報の実施予定

結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業を活用し、ポスター・チラシを作成し、市内の公共施設や民間事業所に掲示するほか、婚活イベント時等にチラシを配布する。市の広報誌・ホームページへ事業内容について掲載する。

	KPI項目	単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	婚姻件数	件	60 (令和6年)	67 (令和4年)	
	出生数	人	180 (令和6年)	146 (令和4年)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.59 (平成27年)		
	婚姻件数	件	67 (令和4年)		
	婚姻率		1.9 (令和4年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容 番号	項目	単位	目標値	現状値
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県及び近隣自治体と情報共有を行いながら、連携を図る。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内各事業所等にポスター掲示及びチラシ設置を依頼し、事業のPRを実施する。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
  - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
  - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
  - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
  - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
  - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
  - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
  - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。